

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、LIFULL による、株式及び現金を対価とするスキーム・オブ・アレンジメントを用いた豪・Mitula グループの買収に関して法的アドバイスを提供

～東証一部上場企業の株式を対価とし、オーストラリア証券取引所の上場企業を買収する初めての案件

【東京発 2018 年 5 月 16 日】ベーカーマッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ、以下「ベーカーマッケンジー」）は、東証一部上場企業である株式会社 LIFULL（所在地：東京都千代田区、代表取締役社長：井上高志、以下「LIFULL」）が 2018 年 5 月 9 日に公表した、同社の普通株式及び現金を対価とした 1 億 8,700 万豪ドル規模のスキーム・オブ・アレンジメントにより Mitula Group Limited（以下「Mitula グループ」）を買収する案件に関して法的アドバイスを提供しました。本案件は、東証一部上場企業の株式を対価とし、オーストラリア証券取引所の上場企業を買収する初めての案件となります。

本買収の実施により、LIFULL は不動産を中心とする暮らしに関わる様々な領域におけるオンライン情報提供サービスのリーディング・カンパニー（世界 63 か国においてアクセス数にして約 1 億 7,000 万人／月）となることとなります。

LIFULL が対価として提供する普通株式の価値は、オーストラリア証券取引所における Mitula グループの同日株価に対し約 88% のプレミアムを加えた価格となっており、Mitula グループの株主は、一人あたり 16,000 豪ドルを上限とする現金及びこれを超過する部分については LIFULL の株式を受領することができる（又は、現金の受領を希望しない株主については、その保有する全部について LIFULL の株式を受領することができる）こととなります。

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所のコーポレート／M&A グループの代表パートナーである高田昭英をリードパートナーとし、同じく東京事務所同グループパートナーの辻本哲郎が本案件に携わったほか、メルボルン事務所パートナーであるリチャード・ラスティグ（Richard Lustig）がオーストラリアにおけるリードパートナーとして本案件を担当しました。

そのほか、東京事務所シニア・アソシエイトである谷田部耕介及び富本聖仁、エンリケ・ヴァレラ（Enrique Valera）及びアルベルト・エスクデロ（Alberto Escudero）（いずれもマドリッド事務所パートナー）、キャロライン・タイト（Caroline Tait）（メルボルン事務所スペシャルカウンセラー）、カルロス・ヒメネス・デ・ライグレスシア（Carlos Jimenez de Laiglesia）及びクラウディア・フェルナンデス（Claudia Fernandez）（いずれもマドリッド事務所アソシエイト）、ロバート・ゴフ（Robert Gough）（メルボルン事務所アソシエイト）、並びにアレックス・ヒューイット（Alex Hewitt）（メルボルン事務所）が本案件に携わりました。

本案件について、高田弁護士は、「LIFULL の更なる発展に寄与する本案件に携わることができ、心より光栄に思います。本案件では、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを活かし、日本、オーストラリア、および Mitula が本拠地とするスペインの各専門家が協力し、契約締結まで本案件を導くことができました。私たちは、今後もお客様に価値ある法的アドバイスをご提供できるよう、全力で取り組んで参ります」と述べています。

また、メルボルン事務所パートナーのラスティグは、「本案件では、Mitula グループの株主に対する、一人あたり 16,000 豪ドルを上限とする現金対価の株式交換オプションが盛り込まれており、少数株主が希望に応じて現金で投資資金を回収できるようにするための代替的なメカニズムが提供されています。この点も本件の特徴の一つだと思えます」と述べています。

本件における責任者



高田 昭英
コーポレート／M&A グループ 代表パートナー
03 6271 9478
akifusa.takada@bakermckenzie.com

東京事務所のコーポレート／M&A プラクティス・グループのリーダーを務めると共に、日本国内及びクロスボーダーの M&A 案件、組織再編及び証券取引を専門に扱う。また、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等に関する案件を含み、企業法務一般を担当する。主に日本国内 M&A 及びクロスボーダー M&A 案件を中心として扱う。クロスボーダー M&A 取引においては、機械、製薬、食料日用品、通信等の分野の日本企業を代理し、海外事業の買収、公開買付けや合併などの案件を扱い、また、外国企業を代理して日本企業への投資案件を扱う。



辻本 哲郎
コーポレート／M&A グループ パートナー
03 6271 9713
tetsuo.tsujimoto@bakermckenzie.com

東京事務所のコーポレート M&A グループに所属し、M&A（企業買収・再編）案件、並びに関連する会社法及び金融商品取引法に関するアドバイスを中心に、10年以上の実務経験を有する。国内外のグローバル企業によるアウトバウンド／インバウンド双方向のクロスボーダー M&A 案件を多く取扱う他、公開買付け等を利用した上場会社の買収案件、PE ファンドを代理した LBO/MBO 取引（優先株式や社債を利用した資金調達等を含む。）にも豊富な経験を有する。また、関連業務として、株主総会の運営、買収防衛策の設計、情報開示等を含む上場会社の企業法務に係るアドバイス、PE ファンドの組成及び運営に係るアドバイス等も提供する。

ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカーマッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカーマッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカーマッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカーマッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカーマッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。